尾駮レイクタウン北１号公園等

指定管理者募集要項

令和４年７月

六　ヶ　所　村

尾駮レイクタウン北１号公園等指定管理者募集要項

六ヶ所村（以下「村」という。）は、尾駮レイクタウン北１号公園等（以下「公園」という。）の設置目的を効果的、効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定及び六ヶ所村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（昭和17年条例第20号）第２条の規定により、下記のとおり当該施設を管理運営する指定管理者の候補者を募集する。

Ⅰ　施設の概要等

１　施設の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
尾駮レイクタウン北１号公園	六ヶ所村大字尾駮字野附1320番地１
尾駮レイクタウン北２号公園	六ヶ所村大字尾駮字野附1336番地
尾駮レイクタウン北３号公園	六ヶ所村大字尾駮字野附1335番地

２　施設の目的

当公園は、村民の憩いの場として自然に親しみ、文化的な行事等に供することを目的とする。

３　施設の概要

（１）　敷地面積　9,900㎡

（２）　主要施設　フットサルコート、トイレ、遊具、ベンチ

（３）　図面等　政策推進課にて貸与

４　施設利用者数の状況

管理人を要しない公園であり、利用者数の把握はない。

Ⅱ　管理運営の条件

１　管理の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

（１）関係法令、条例、規則等を尊重し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。

（２）施設の管理にあたっては住民の平等な利用について公平性を確保すること。
（村主催の行事等の利用に関しては優先的に対応すること）

（３）地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

（４）効率的運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。

（５）個人情報の保護を徹底すること。

２　指定の期間

令和５年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで（５年間を予定）

（１）指定の期間は、令和４年 12 月議会（予定）での議決を経て、正式に決定する。

（２）指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

3　管理の基準

別紙「尾駮レイクタウン北１号公園等管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4　指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記に掲げる業務とする。（詳細については、仕様書のとおり。）なお、指定管理者は指定管理業務を一括して第三者に委託することはできないが、部分的な業務については、専門の事業者に再委託することが可能である。

（１） 公園の管理に関する業務
（２） 公園の施設、設備等の維持管理に関する業務
（３） 前２号に掲げるものの他村長が必要と認める業務

5　自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用し自主事業を実施できる。なお、実施に当たっては事前に村の承認が必要となる。

（１） 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベントや物販などを開催し、入場者から料金を徴収するなどして収入を得る事業をいう。
（２） 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属する。なお、実施に要する経費は指定管理料に含まれない。
（３） 自主事業実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することになるが、設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないことがある。
（４） 自主事業が本来業務（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命ずる場合がある。
（５） 事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

6　指定管理料

（１）指定管理料の基準額

村は施設管理運営に要する経費を指定管理料として支払う。本施設の指定管理料の基準額は、下記基準額を上限とする。

事業計画書等の立案は、基準額の範囲内で提案すること。基準額を超える提案は失格とする。なお、最終的な指定管理料は指定管理者の提案額に基づき、村と指定管理者が協議を行い、予算編成過程を通じて毎年度ごとに決定する。

令和５年度基準額（上限額）：２，５８３千円／年（消費税含む）
令和６年度基準額（上限額）：２，５８３千円／年（消費税含む）
令和７年度基準額（上限額）：２，５８３千円／年（消費税含む）
令和８年度基準額（上限額）：２，５８３千円／年（消費税含む）
令和９年度基準額（上限額）：２，５８３千円／年（消費税含む）

（２）支払い方法及び経理区分

① 支払方法等

指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年の３月 31 日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき分割して支払う予定である。なお、支払方法、回数等については村と指定管理者が協議で定める。

② 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他業務（法人等の固有業務）に係る経理を区分するとともに、当該経費・収入は、専用の口座で管理すること。

Ⅲ　募集要項等の公表及び交付

１　公表（交付）期間　令和４年７月 19 日（火）から令和４年８月 31 日（水）
開庁日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）

２　公表（交付）場所　六ヶ所村　政策推進課

３　村のホームページでの公表　募集要項等は村のホームページにおいても公表する。

Ⅳ　申請の手続き

１　申請書の提出

（１） 受付期間　令和４年７月 19 日（火）から令和４年８月 31 日（水）
開庁日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）

（２） 提出先　六ヶ所村　政策推進課
住所　六ヶ所村大字尾駮字野附 475 番地
電話　0175-72-8180
ＦＡＸ番号　0175-72-2743

（３） 提出方法　提出先へ持参すること。

（４） 提出部数　15 部（正本１部、副本 14 部）

２　申請の資格等

指定管理者の指定申請を行う者は、下記（１）①から②の資格を満たすことを要する。なお、グループ申請を行う法人等は（２）に留意すること。

（１） 申請の資格

① 法人その他の団体であること。（法人格は必要ないが、個人での応募は不可。）

② 法人・会社又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令第 167 条の４に該当する団体

エ　本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

オ　直近２年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納している者

（２） グループ申請を行う法人等に関する留意事項

① 複数の法人がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人を定め、当該代表法人が申請を行うこと。なお、代表となる法人は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。

② グループ構成員の全てが上記（１）①、②の資格を満たすこと。

（３） 複数応募の禁止

① 複数の応募をすることはできない。

② 単独で応募した法人はグループ申請の構成員になることができない。

③ グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

３　申請書類等

申請にあたっては次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、行の追加又は適宜書類を追加すること。

（１） 提出書類

① 指定管理者指定申請書　（様式第１号）

※グループ申請の場合、グループ構成員表（様式第２号）をあわせて提出のこと。

ア　指定管理者指定申請に係る申立書（様式第３号）

イ　管理・運営の基本方針及び事業計画（様式第４号）

ウ　人員配置計画書（様式第５号）

エ　再委託予定調書（様式第６号）

オ　法人の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずる書類

カ　登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※申請前３ヶ月以内に取得したもの。

キ　収支計画書（様式第７号）

② 法人の経営状況を説明する書類

ア　貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

イ　財産目録、事業報告書

ウ　当該事業年度の法人等の事業計画書、収支予算書

③ 各税に係る納税証明書（又は滞納の無いことの証明書）

※納税義務がない場合は申立書

（２） 申請に際しての留意事項

① 提出書類の変更禁止

提出書類受理後においては、提出書類の内容変更は認めない。

② 虚偽の記載をした場合の失格

提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

③ 提出書類の取扱い

提出書類受理後は理由の如何に関わらず返却しない。

④ 申請の辞退

書類提出受理後に辞退する場合は辞退届を提出すること。

⑤ 提出書類の著作権及び公表

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人の提出書類については、村が指定管理者の選定の公表にあたって、その全部又は一部を無償で使用できるものであること。

⑥ 費用負担

申請に要する費用は全て申請者の負担とする。

⑦ 追加書類の提出

村は提出された書類を補足する資料の提出を求める場合があること。

4　現地説明会

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等についての説明会を下記のとおり開催する。なお、本説明会への参加は任意であり、指定申請の要件ではない。

（1）日　　時：　令和４年８月８日（月）　　午前 10 時 00 分から１時間程度

（2）開催場所：　役場分庁舎３階大会議室(概要説明後に現地視察)

（3）参加人数：　１団体１名以内

（4）申込方法：　令和４年８月４日（木）までに、公募説明会参加申込書（様式第８号）を申請書提出先に提出すること。なお、電子メールの場合は次のアドレスに送付のこと。着信を確認した場合は、発信アドレスに着信確認した旨の返信をします。

政策推進課アドレス：rks99003@rokkasho. jp

5　質問事項の受付

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

（1）質問受付

① 令和４年８月９日（火）から令和４年８月 19 日（金）までの間

② 質問は質問票（様式第９号）により行う。(電話、口頭による質問は受付けない。)

③ 送付方法はＦＡＸまたは電子メールによる。電子メールの場合は次のアドレスに送付のこと。着信を確認した場合は、発信アドレスに着信確認した旨の返信をします。

〇〇課アドレス：rks99003@rokkasho. jp

（2）回答方法

質問に対する回答は、令和４年８月 26 日（金）までに電子メールまたはＦＡＸにより回答する。電子メールの場合は回答の着信を確認した場合は、発信アドレスに着信確認した旨の返信をすること。

（3）その他

説明会参加者に対しては、質問事項及び回答を公募説明会参加申込書記載のＦＡＸまたは発信アドレスに送付する。

Ⅴ　指定管理者の候補者の選定

六ヶ所村指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等の内容を審査し、最も評点が

高い申請者を指定管理者の候補者に選定する。ただし、評点が標準点を下回る場合は指定管理者候補者としない。なお、審査の結果は全ての申請者に令和４年 10 月下旬頃までに通知する。

１　選定基準

（１）村民の平等利用が確保されるものであること。

①　施設の設置目的及び管理運営の基本的考え方

（公共性の確保、法令の遵守含む）

（２）事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

①　利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組み

②　施設、設備等の維持管理の内容と水準

（３）管理経費の縮減が図られるものであること。

①　管理運営経費の削減

②　管理運営の係る収入、経費積算の内容と妥当性

③　収支計画の実現性

（４）事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。

①　施設を安定的に管理運営できる人的体制（職員数、経験）

②　施設を安定的に管理運営できる財政的基盤

（５）利用者の安全が確保されるものであること。

①　施設の安全確保に対する考え方

②　利用者の安全確保に対する考え方と具体的取組み

２　プレゼンテーション

今回の申請にあたって下記についてプレゼンテーションを実施する。ただし、現在指定管理を行っている法人等１団体のみの場合は行わない場合がある。（日時及び実施の可否については、後日通知）

（１）　会社の概要

（２）　経営の実績

（３）　受諾にあたっての考え方（ＰＲ等）

Ⅵ　指定管理者の指定と協定の締結

１　指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された法人等は令和４年 12 月議会（予定）での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。

２　協定の締結

村は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、下記（１）及び（２）に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

（１）　基本協定

指定期間全体（５年間）を通じて適用する事項については令和４年 12 月末日までに基本協定を締結する。

基本協定の主な内容（予定）

① 業務の基本的項目（業務の内容、管理施設の範囲等）
② 指定管理料に関する事項
③ 業務に関する責任分担に関する事項
④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
⑥ 指定の取消し等に関する事項
⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
⑧ 業務の引き継ぎに関する事項
⑨ その他

（２） 年度協定

年度毎（４月１日～翌年３月 31 日）に取り決めるべき事項については、令和５年３月末日までに年度協定を締結する。

年度協定の主な内容（予定）

① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
② 指定管理料に関する事項
③ その他

（３） その他

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、協定を締結しないことがある。

① 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。
② 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

Ⅶ 業務報告・調査等

１ 業務報告・調査等

（１） 六ヶ所村は指定管理者による施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して管理業務や経理の状況の報告を求め、実地調査及び必要な指示をすることができる。

（２） 施設所管課、指定管理者と協議のうえ、施設管理に係る村民ニーズの把握や利用者の要望等を施設運営に反映させるために、年１回モニタリング調査（施設運営状況の聴取や実地調査）を行い、調査結果を施設の掲示板、村のホームページに掲載することとする。また不適切な状況に対しては、指導を行うものとする。

（３） 指定管理者が村の指示に従わないとき、あるいは指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合は、指定の取消し又は管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。